

療養病床の転換に関しこれまでに講じてきた措置

1 平成18年度前半に講じた措置

- ① 診療報酬・介護報酬において医師等の配置が緩和された経過的類型(介護保険移行準備病棟・経過型介護療養型医療施設)を創設(平成18年7月)
- ② 療養病床(病院)が老健施設に転換する場合の施設基準の緩和(1床当たりの床面積(平成23年度末まで)・廊下幅の基準を緩和)(平成18年7月)
- ③ 介護療養病床から老健施設等への転換に要する費用を助成(平成18年度から)



- 療養病床アンケート調査(平成18年10月実施:回答:5,930医療機関)
- 療養病床の転換意向については、「未定」との回答が30.0%。
 - 療養病床の転換に際しては、様々な障害があるとの意見。



療養病床の転換を促進するため、更なる転換支援措置を実施